

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この公告に係る、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成16年3月9日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

中央三井信託銀行株式会社
代表取締役 田辺 和夫
東京都港区芝三丁目33番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ伏見店
京都市伏見区深草出羽屋敷町23番地

(2) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時(年間60日午前9時) 閉店時刻 午後8時(年間60日午後9時)	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場①② 午前9時30分(年間60日午前8時45分)から午後8時15分(年間60日午後9時15分)まで 駐車場③④ 午前10時から午後7時まで(原則、土日祝及び繁忙期のみ使用)	駐車場①② 午前8時45分から午後10時まで 駐車場③④ 午前10時から午後7時まで(原則、土日祝及び繁忙期のみ使用)

(3) 変更する年月日

平成16年11月1日

(4) 変更に係る事項以外の届出事項

届出事項	届出内容
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	中央三井信託銀行株式会社 代表取締役 田辺 和夫 東京都港区芝三丁目33番1号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イズミヤ株式会社 代表取締役 林 紀男 大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号 外21者
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	9,285 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 412台
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 510台
荷さばき施設の位置及び面積	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 面 積 186 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 容 量 150.68 m ³
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 8箇所 位 置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで

(添付図面は省略)

3 届出年月日

平成16年2月27日

4 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成16年3月9日(火)から同年7月9日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成16年7月9日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)